

# 告 示

埼玉県公安委員会告示第137号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定した者から、  
運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項  
の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和3年8月17日

埼玉県公安委員会委員長 塩 川 修

| 施設の名称    | 変 更 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|----------|---------|-------|-------|
| 大宮自動車教習所 | 代表者の氏名  | 来間 芳子 | 加藤 慎也 |